

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

※月 2 回発行

2023 年 8 月 10 日号 (No.403)

## I. 重要法令等の解説

1. 「生成系人工知能サービス管理暫定規則」

## II. 注目法令等の紹介

1. 「自動車金融会社管理規則 (改正)」
2. 「賃貸工場建屋、倉庫消防安全管理規則 (試行)」
3. 「温室効果ガス自主的排出削減取引管理規則 (試行) (意見募集稿)」

## III. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所  
中国プラクティスグループ  
<https://www.mhmjapan.com/>

本号編集責任者：石本 茂彦

## I. 重要法令等の解説

1. 「生成系人工知能サービス管理暫定規則」<sup>1</sup>

国家インターネット情報弁公室 2023 年 7 月 10 日公布、2023 年 8 月 15 日施行

執筆担当：崔 俊、森 琢真、鈴木 幹太

「生成系人工知能サービス管理暫定規則」(以下「本規則」という。)が、2023 年 4 月 11 日付の意見募集を経て<sup>2</sup>、2023 年 5 月 23 日付の制定及び国家発展改革委員会等<sup>3</sup>の関連部門の承認を経たうえで、2023 年 7 月 10 日に正式に公布された。本規則は、2023 年 8 月 15 日から施行される予定である。

本規則は、中国の初の生成系人工知能に対する法令であり、生成系人工知能サービスに関する基本規範を確立したものである。また、本規則は、「インターネット情報サービスにおける深層合成に関する管理規定」、「インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定」<sup>4</sup>とともに、人工知能とアルゴリズムに関する規制の 3 本柱となっており、中国の人工知能とアルゴリズムに対する監督体制が形成されつつある。

## (1) 背景

近年、Chat GPT、Midjourney 等をはじめとする生成系人工知能を利用したサービスが世界に急速普及し、中国でも Ernie Bot<sup>5</sup>等の生成系人工知能製品が発表されている。生成系人工知能は、既に多くの領域で幅広く活用されており、将来的にも経済社会の発展にさらなる機会をもたらす一方で、虚偽情報の拡散、個人情報の権益侵害、

<sup>1</sup> 原文「生成式人工智能服务管理办法」

<sup>2</sup> [本ニュースレターNo.397 \(2023 年 4 月 28 日発行\)](#) をご参照。

<sup>3</sup> 国家発展改革委員会、教育部、科学技術部、工業情報化部、公安部、国家ラジオテレビ総局

<sup>4</sup> [本ニュースレターNo.368 \(2022 年 1 月 28 日発行\)](#) をご参照。

<sup>5</sup> バイドゥ社が 2023 年 3 月にリリースした製品で、中国名は「文心一言」で「中国版 Chat GPT」とも呼ばれている。

## 中国最新法令 < 速報 >

データの安全性および偏見と差別等の問題が生じている。

2023年4月28日に開催された中国共産党中央委員会会議では、習近平主席が、「汎用人工知能の発展に重点を置き、イノベーションの生態系を構築し、リスク防止を重視する必要がある」旨の発言をした<sup>6</sup>。このような背景のもと、生成型人工知能技術の発展を促進する具体的な措置と生成型人工知能サービスの基本ルールを明確にし、データ処理等の活動をさらに規範化するために、本規範が制定された<sup>7</sup>。

### (2) 適用範囲

本規則2条によれば、生成系人工知能技術<sup>8</sup>を利用して、中華人民共和国国内の公衆に対しテキスト、画像、音声、映像等のコンテンツを生成するサービス（以下「生成系人工知能サービス」という。）を提供する場合に、本規則を適用するとされている（1項）。

他方で、生成系人工知能サービスを利用した報道出版、映画テレビ制作、文芸創作等の活動への従事につき、国が別途規定している場合は、その規定に従うとされ、また、業界組織、企業、教育及び科学研究機構、公共文化機構、関連専門機構等が生成系人工知能技術を研究開発し、活用する場合において、国内の公衆に対し生成系人工知能サービスを提供しないときは、本規則の規定を適用しないとされる（2項、3項）。

### (3) 生成系人工知能サービスに対する監督管理制度

本規則では、生成系人工知能サービスに対して寛容・慎重で、かつ類別・等級別による監督管理を実行するとされている（3条）。また、ネットワーク情報、発展改革、教育、科学技術、工業情報化、公安、ラジオテレビ、新聞出版等の部門は、各自の職責に基づき、法に従い生成系人工知能サービスに対する管理を強化し、さらに、国の関連主管部門は、生成系人工知能技術の特徴並びにその関連業界及び分野におけるサービスの活用に応じて、革新的発展に適した科学的な監督管理方式を完備し、相應の類別・等級別監督管理規則又はガイドラインを制定するとされている（16条）。

### (4) 生成系人工知能サービスに対する法令順守義務

本規則では、生成系人工知能サービスを提供し及び使用するにあたり、法律、行政法規を遵守し、社会公德と倫理道德を尊重し、以下の規定を順守しなければならないとされている（4条）。

- ① 社会主義の核心的価値観を堅持するものとし、国家政権の転覆、社会主義制度の打倒を惹起し、扇動してはならず、国の安全及び利益をおびやかす、国の形象を損なってはならず、国の分裂を扇動し、国の統一及び社会の安定を破壊してはならず、テロリズム、過激主義を宣揚してはならず、民族的怨恨、民族差

<sup>6</sup> [https://www.gov.cn/yaowen/2023-04/28/content\\_5753652.htm](https://www.gov.cn/yaowen/2023-04/28/content_5753652.htm)

<sup>7</sup> 国家インターネット情報弁公室関連責任者による記者会見：[http://www.cac.gov.cn/2023-07/13/c\\_1690898326863363.htm](http://www.cac.gov.cn/2023-07/13/c_1690898326863363.htm)

<sup>8</sup> 本規則第22条1号では、生成系人工知能技術を、テキスト、画像、音声、映像等のコンテンツの生成能力を有するモデル及び関連技術と定義している。

## 中国最新法令〈速報〉

別、暴力、猥褻・色情及び虚偽で有害な情報等の法律、行政法規で禁止されている内容を宣揚してはならないこと

- ② アルゴリズムの設計、トレーニングデータの選択、モデルの生成及び最適化、サービスの提供等の過程において、民族、信仰、国別、地域、性別、年齢、職業、健康等の差別の発生を防止するための有効な措置を講じること
- ③ 知的財産権、商業道徳を尊重し、営業秘密を保持するものとし、アルゴリズム、データ、プラットフォーム等の優位性を利用して独占及び不正競争行為を実施してはならないこと
- ④ 他人の合法的権益を尊重するものとし、他人の心身の健康を害してはならず、他人の肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権及び個人情報に係る権益を侵害してはならないこと
- ⑤ サービス類型の特徴に基づき、生成系人工知能サービスの透明性を向上させ、生成コンテンツの正確性及び信頼性を向上させるための有効な措置を講じること

### (5) 生成系人工知能サービス提供者の責務

本規則では、生成系人工知能サービス提供者（以下、「提供者」という）を、生成系人工知能技術を利用して生成系人工知能サービスを提供する（プログラマブルインタフェースの提供等の方式により生成系人工知能サービスを提供することを含む）組織又は個人をいうと定義している（22条2号）。

そして、提供者は、法に従いプレトレーニング、最適化トレーニング等のトレーニングデータ処理活動を実施し、以下の規定を遵守しなければならないと定めている（7条）。

- ① 合法的な出所を有するデータ及び基礎モデルを使用すること
- ② 知的財産権に関わる場合は、他人が法により有する知的財産権を侵害してはならないこと
- ③ 個人情報に関わる場合は、個人の同意を取得し、又は法律、行政法規に定めるその他の状況に合致しなければならないこと
- ④ トレーニングデータの質を向上させ、トレーニングデータの真実性、正確性、客観性、多様性を補強するための有効な措置を講じること
- ⑤ 「ネットワーク安全法」、「データ安全法」、「個人情報保護法」等の法律、行政法規のその他の関連規定及び関連主管部門の関連監督管理要求

### (6) サービス規範

本規則では、提供者は、そのサービスを登録した生成系人工知能サービス使用者<sup>9</sup>（以下「使用者」という。）とサービス契約を締結し、双方の権利義務を明確にしな

<sup>9</sup> 本規則22条3号では、生成系人工知能サービス使用者を、生成系人工知能サービスを使用してコンテンツを生成する組織又は個人と定義している。

## 中国最新法令〈速報〉

なければならないとされている（9条）。

そして、未成年ユーザーを保護する特別規定を設けており、未成年のユーザーが生成系人工知能サービスに過度に依存し又は夢中になることを防ぐための有効な措置を講じなければならないとされている（10条）。

さらに、提供者は、使用者の入力情報及び使用記録について法に従い保護義務を履行し、以下の行為をしてはならないとされている（11条）。

- ① 不必要な個人情報の収集
- ② 使用者の身元を識別できる入力情報及び使用記録を不法に保存すること
- ③ 使用者の入力情報及び使用記録を不法に他人への提供

なお、提供者は、違法なコンテンツを発見した場合には、遅滞なく生成停止、伝送停止、削除等の対応措置を講じ、モデルの最適化トレーニング等の措置を講じて是正を行い、かつ関連主管部門に報告しなければならないとされており、使用者が生成系人工知能サービスを利用して違法な活動に従事していることを発見した場合には、法令及び約定に従い、警告、機能制限、当該使用者へのサービス提供の一時停止又は終了等の対応措置を講じ、関連記録を保存し、かつ関連主管部門に報告しなければならないとされている（14条）。

### （7）安全評価、届出

本規則では、世論形成力又は社会動員能力を有する生成系人工知能サービスを提供する場合は、国の関連規定に従い安全評価を実施し、かつ「インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定」に従い届出及び変更又は抹消届出 процедуруを履行しなければならないとされている（17条）。

### （8）監督検査への協力義務と処罰規定

本規則では、関連主管部門が職責に基づき生成系人工知能サービスに対し監督検査を行う場合には、提供者は、法に従いこれに協力し、要求に従いトレーニングデータの出所、規模、類型、注釈ルール、アルゴリズムの仕組み・構造等について説明し、かつ必要な技術、データ等の支援及び協力を提供しなければならないとされている（19条）。

また、提供者が本規則の規定に違反した場合には、関連主管部門が「ネットワーク安全法」、「データ安全法」、「個人情報保護法」、「科学技術進歩法」等の法令に基づき処罰を行い、法令に規定がない場合には、関連主管部門が職責に基づき警告を与え、通達による批判を行い、期限を定めて是正するよう命じ、是正を拒否した場合又は情状が重大である場合には、関連サービスの提供の一時停止を命じるとされている。また、治安管理行為違反を構成するときは、法に基づき治安管理処罰を行う。犯罪を構成するときは、法に基づき刑事責任を追及するとされている（21条）。

（全 24 条）

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

## II. 注目法令等の紹介

1. 「自動車金融会社管理規則（改正）」<sup>10</sup>

国家市場監督管理総局 2023年7月11日公布、同年8月1日施行

執筆担当：張 雪駿、水本 真矢

「自動車金融会社管理規則」は自動車の購入者に対してローンの提供等を行う自動車金融会社に適用される。この度、同規則が改正された。主な改正点は以下のとおりである。

## ① 出資者に関する規制

- 自動車金融会社の出資者が非銀行企業法人に限定され、そのうち主要出資者<sup>11</sup>は自動車メーカー又は非銀行金融機関でなければならないとされた（6条1項）。
- 自動車金融会社の主要出資者は持分譲渡が禁止されているがその期間が3年から5年に延長された。また、持分に質権や信託を設定することが禁止された（7条1項7号）。

## ② 業務範囲

自動車金融会社が従事できる業務について、これまでは業務範囲が定められているのみであり、特段当局の許認可等は不要であったが、本規則により引き続き当局の許認可が不要な業務と、営むにあたって当局の許認可が必要な業務に分けられることになった（18条、19条）。当局の許認可無しに営める業務については、今回、非資本類債券の発行、自動車付加商品<sup>12</sup>貸付及びファイナンスリース業務、リースバック業務、自動車アフターサービス提供者に対する貸付業務等が追加され、金融機関への持分投資が削除された。他方、資本性金融商品（Capital Instruments）の発行、資産証券化業務、ヘッジ類業務は、営むにあたって当局の許認可が必要とされた。

(全 68 条)

2. 「賃貸工場建屋、倉庫消防安全管理規則（試行）」<sup>13</sup>

国家消防救援局、2023年7月14日公布、同日施行

執筆担当：沈 暘、水本 真矢

近時、中国において賃貸工場建屋や倉庫の重大な火災事故が発生し、これを契機として、これまで賃貸建物及び倉庫についての賃貸人、賃借人等の消防安全管理における責任が必ずしも法的に明確ではなかったことが明らかになった。そこで、国家消防

<sup>10</sup> 原文「汽车金融公司管理办法（修订）」

<sup>11</sup> 出資額が最も多くてかつ出資比率が30%を下回らない出資者をいう。

<sup>12</sup> 自動車に依存する商品（カーナビ設備、充電スタンド等）又はサービス（自動車保険、自動車ソフトウェア等）をいう（18条5項）。

<sup>13</sup> 原文「国家消防救援局关于印发《租赁厂房和仓库消防安全管理办法（试行）》的通知」

## 中国最新法令〈速報〉

救援局が本規則を公布、施行した。

本規則は、賃貸工場建屋及び倉庫の賃貸人と賃借人がともに消防安全責任主体であるとし（5条）、賃貸人と賃借人が各自の消防安全責任を書面により明確に定めていない場合、賃貸人は共用部分の消防設備等について全体管理の責任を負い、賃借人は工場建屋及び倉庫の消防安全について責任を負う旨を明確に定めた（7条1項）。

また、賃借人の義務として、①消防安全責任における各従業員の役割を明確にし、安全消防制度や実施規定等を制定すること、②避難通路、非常口、消防車通路の周囲に障害物を置かないこと、防火・防災のためのスペースを確保すること、③定期的な防火点検を実施し、火災リスクを排除すること、④消防安全の宣伝教育を実施すること、⑤消火・避難時の対策案を制定し、避難訓練を実施すること、⑥消防施設・機器に対するメンテナンス（原文は「维护保养」）を実施することを規定している（12条）。

加えて、本規則は、実務上よく問題となる同一の賃貸工場建屋及び倉庫を複数で賃借している場合や賃借人が転借する場合の消防安全責任の負担についても規定している（7条、8条）。

（全 38 条）

### 3. 「温室効果ガス自主的排出削減取引管理規則（試行）（意見募集稿）」<sup>14</sup>

生態環境部 2023年7月7日公表 意見募集期限 2023年8月6日

執筆担当：張 超、水本 真矢

中国の自主的排出削減量取引制度<sup>15</sup>である認証排出削減量（Chinese Certified Emission Reduction : CCRE）取引制度は、2012年6月13日付「温室効果ガス自主的排出削減取引管理暫定弁法」（以下「暫定弁法」という。）により正式導入されたが、2017年以降新規のプロジェクトの認証が停止されていた。この度、2021年7月16日に全国統一炭素排出権取引市場が取引を開始したことを受け、暫定弁法を改定するため、本意見募集稿が公布された。

立案担当者のインタビュー<sup>16</sup>によれば、暫定弁法と異なり、プロジェクトの方法論（特定の領域における自主的排出削減プロジェクトのベースラインの決定、追加性の実証、排出削減量の計算等の技術仕様（44条））は生態環境部が公表し、方法論の開発者による申請は認められなくなる。本意見募集稿では、方法論は生態環境部が策定し、タイムリーに改訂し、方法論の策定に当たっては関連部門に加えて、企業や一般市民の意見も求めるとされている（7条）。また、暫定弁法では、取引所について届

<sup>14</sup> 原文「关于公开征求《温室气体自愿减排交易管理办法（试行）》意见的通知」

<sup>15</sup> 自主的排出削減量取引制度の他、政府によって重点排出者に割り当てられた炭素排出枠（Chinese Emission Allowance : CEA）の取引制度も存在する。

<sup>16</sup> [https://www.mee.gov.cn/ywdt/zbft/202307/t20230707\\_1035619.shtml](https://www.mee.gov.cn/ywdt/zbft/202307/t20230707_1035619.shtml)

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

出制が取られていたが、本意見募集稿では全国統一の取引所を組織するとされている(6条)。

(全 46 条)

### Ⅲ. その他の法令等一覧

2023年7月11日から2023年7月24日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである(上記にて取り扱った法令等を除く。)

1. 「**薬品検査管理規則(試行)(改正)**」  
(原文: 药品检查管理办法(试行))  
(国家薬品監督管理局、2023年7月19日公布、2023年7月19日実施)
2. 「**領事保護及び援助条例**」  
(原文: 领事保护与协助条例)  
(國務院、2023年7月9日公布、2023年9月1日実施)
3. 「**国際海運条例(改正意見募集稿)**」  
(原文: 中华人民共和国国际海运条例)(修订征求意见稿)  
(交通運輸部弁公庁、2023年7月19日公布、意見募集期限2023年8月19日)
4. 「**中国人民銀行業務領域データ安全管理規則(意見募集稿)**」  
(原文: 中国人民银行业务领域数据安全管理办法(征求意见稿))  
(中国人民銀行、2023年7月24日公布、意見募集期限2023年8月24日)
5. 「**認証認可条例(意見募集稿)**」  
(原文: 认证认可条例(征求意见稿))  
(国家市場監督管理総局、2023年7月13日公布、意見募集期限2023年7月29日)
6. 「**自然資源行政処罰規則(意見募集稿)**」  
(原文: 自然资源行政处罚办法)  
(自然資源部、2023年7月10日公布、意見募集期限2023年8月8日)

#### 中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔  
鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

#### TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1  
丸の内パークビルディング  
TEL : 03-5220-1839  
FAX : 03-5220-1739  
✉ [tokyo-sec@mhm-global.com](mailto:tokyo-sec@mhm-global.com)

#### SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号  
恒生銀行大廈 6 階 200120  
TEL : +86-21-6841-2500  
FAX : +86-21-6841-2811  
✉ [shanghai@mhm-global.com](mailto:shanghai@mhm-global.com)

#### BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号  
北京發展大廈 316 号室 100004  
TEL : +86-10-6590-9292  
FAX : +86-10-6590-9290  
✉ [beijing@mhm-global.com](mailto:beijing@mhm-global.com)